

埋蔵文化財発掘の届出について

・埋蔵文化財包蔵地内（遺跡の範囲内）において土木工事等を実施する場合は、文化財保護法の規定により規模の大小にかかわらず飯田市教育委員会を経由して、長野県知事への届出が必要となります。計画地が遺跡の範囲に該当するか否かは、来庁もしくは電話・FAXでご確認ください。詳しくは文化財保護係へお問い合わせください。

・埋蔵文化財包蔵地の有無は以下の市ホームページに掲載されている遺跡地図からでもご確認できます。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkazai/houzoutitizu.html>

・土木工事の着手60日前までに、「土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出」を2部と「土地所有者の承諾書」を1部、飯田市教育委員会へ提出ください。

添付書類：土木工事をしようとする土地及びその付近の地図（位置図）

当該土木工事等の概要を示す書類及び図面（設計図）

・届出に必要な書類については市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/bunkazai/maizou-shinsei003.html>

・また、埋蔵文化財保護と開発事業の円滑化を図るため、特に工場や店舗の建設など大規模な土木工事を伴うものについては、できるだけ早い段階（開発計画策定段階）で、飯田市教育委員会との事前協議をお願いします（調査期間が必要になる場合があります）。

問い合わせ先

文化財保護活用課 文化財保護係 電話 22-4511 内線 4241
53-3755 FAX 53-3756